

令和6年度分 町民税・県民税申告書の書き方

1. 所得金額(令和5年1月1日から12月31日までに生じた所得について計算します。)

所得の種類ごとに計算して、該当する欄に記入してください。「所得の種類」のカタカナ及び番号は申告書表面の「1 収入金額等」と「2 所得金額」に対応しています。

- ・収入金額=所得税や社会保険料を差し引く前の給与、年金、売上金及び賃貸料など、令和5年1月1日から12月31日の間に収入を得ることが確定した金額
 - ・所得金額=収入金額から必要経費等を差し引いた金額(給与及び公的年金については一定の計算式に基づき算出されます。)
- 源泉徴収票など、所得を証明するものを提示または添付してください。

令和5年中に収入がなかった方は、3頁「収入がなかった方の申告書の書き方」欄をご覧ください。

所得の種類		所得の概要など		計算方法及び記入方法
事業	営業等	ア/①	販売・飲食・製造・運輸・サービス業などの自営業から生ずる所得又は医師・大工・作家・外交員等の自由職業や漁業などの事業から生ずる所得	所得金額=収入金額-必要経費 ※申告書裏面の「6 事業所得・不動産所得に関する事項」にも記入してください。 ※生計を一にする配偶者や親族で事業専従者がいる場合は「11 事業専従者に関する事項」へ記入してください。 なお、白色申告の場合は、その専従者一人につき次のいずれか少ない方の金額を記入してください。 ア:50万円(配偶者の場合は86万円) イ:事業所得等÷(事業専従者の数+1)
	農業	イ/②	農産物の生産、果樹栽培、家畜類の飼育などから生じる所得	
不動産		ウ/③	賃家、貸事務所、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得	所得金額=収入金額
利子		エ/④	預貯金や公社債の利子、貸付信託の分配金などの所得 ※源泉分離課税されているものは申告不要です。	所得金額=収入金額-株式等を取得するための負債の利子 種類などを申告書裏面の「10 配当所得等に関する事項」に記入してください。
配当		オ/⑤	株式や出資金などの配当、余剰金の分配金等による所得 ※住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当については申告不要です。申告することもできますが、この場合は合計所得金額に算入されるのでご注意ください。	給与所得の計算は、3頁を参照
給与		カ/⑥	給与、賃金、賞与などによる所得 ※源泉徴収票を添付してください。日給などで源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「8 給与所得の内訳」に記入ください。	雑所得の計算は、3頁を参照 障害年金や遺族年金等は、「17 収入がなかった方の記載欄」に記入してください。 その他の雑所得の収入金額や必要経費等は、申告書裏面の「7 雑所得(公的年金等を除く)に関する事項」に記入してください。
雑	公的年金等	キ/⑦	国民年金、厚生年金、企業年金、各種共済年金、恩給などによる所得 ※源泉徴収票を添付してください。	
	業務	ク/⑧	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの	
その他		ケ/⑨	上記2つ(⑦公的年金等、⑧業務)以外のもの	
総合譲渡	短期	コ/⑩	書画、骨董品、ゴルフ会員権など土地・建物・株式等以外の資産の譲渡から生ずる所得 ※資産の保有期間が5年以内のものを短期譲渡所得、5年を超えるものが長期譲渡所得です。	収入金額や必要経費などを申告書裏面の「9 総合譲渡・一時所得に関する事項」に記入し、所得金額を計算してください。(特別控除額は原則50万円) なお、計算した所得金額を イ→申告書表面のコ ロ→申告書表面のサ ハ→申告書表面のシ ニ→申告書表面の⑩ にそれぞれ記入してください。
	長期	サ/⑩		
一時所得		シ/⑪	生命保険の満期返戻金、競馬、競輪などの払戻金、賞金、懸賞当せん金など一時的な所得	

2. 所得から差し引かれる金額(所得控除)

令和5年1月1日から12月31日までに支払ったものや、扶養親族等について、申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入のうえ控除額を計算して「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。「所得控除の種類」の番号は「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に対応しています。

(◆は申告に必要なもの)

所得控除の種類	控除の条件など	控除額
⑬ 社会保険料控除	あなたやあなたと同一生計の配偶者などの親族のために支払った国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料等がある場合 ◆領収書、支払証明書等	支払金額
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合 ◆支払証明書	支払金額

⑮ 生命保険料控除の計算

旧契約	平成23年12月31日までの契約	支払った保険料の金額(A)	控除額
	①一般生命保険料	15,000円以下	(A)の全額
	②個人年金保険料	15,000円超 40,000円以下	(A)×1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下	(A)×1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
新契約	平成24年1月1日以降の契約	支払った保険料の金額(B)	控除額
	①一般生命保険料	12,000円以下	(B)の全額
	②個人年金保険料	12,000円超 32,000円以下	(B)×1/2+6,000円
	③介護医療保険料	32,000円超 56,000円以下	(B)×1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円

①と②につき、旧契約と新契約の双方の契約の控除がある場合は、①と②のそれぞれ上の計算式で計算した金額の合計額(限度額28,000円)。ただし、旧契約のみの保険料で計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)。

※生命保険料控除合計額は、①・②・③それぞれの控除額の合計額となります。(限度額70,000円)

⑯ 地震保険料控除の計算

①地震保険料	支払った保険料の金額(C)	控除額
	50,000円以下	(C)×1/2
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料(経過措置に係る分)	支払った保険料の金額(D)	控除額
	5,000円以下	(D)の全額
	5,000円超15,000円以下	(D)×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
①と②の両方がある場合	①と②の控除額合計が25,000円以下	①と②の控除額合計
	①と②の控除額合計が25,000円超	25,000円

(注)一つの保険契約について地震保険料と旧長期損害保険料の双方に該当する場合は、納税者の選択により、地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになります。

⑰ 配偶者控除早見表

本人の合計所得金額	控除額(一般)	控除額(老人)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	0	0

老人…満70歳以上の方(昭和29年1月1日以前に生まれた方)

⑱ 配偶者特別控除早見表

	本人合計所得金額が900万円以下	本人合計所得金額が900万円超950万円以下	本人合計所得金額が950万円超1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額	控除額	控除額
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0	0	0

⑳ 基礎控除早見表

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法(申告書表面5欄)

給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する町民税・県民税については、給与から差し引く(特別徴収)と、自分で納付する(普通徴収)とで徴収方法を選択することができます。希望する徴収方法にレ点を記入してください。

寄附金に関する事項(申告書裏面14欄)

あなたが令和5年中に支出した寄附金で控除の対象となる場合は記入してください。

※都道府県、市区町村分の特例寄附(ふるさと納税)は、総務省で指定されていない団体等の場合は非該当となります。また養老町の条例指定分は岐阜県の条例指定分に準じているため寄附先が条例指定外の場合は非該当となります。申告の際は寄附金受領証明書を提示又は写しを添付してください。

上場株式等の配当所得および譲渡所得に関する事項(申告書裏面15欄)

配当を受ける際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当額、株式等譲渡所得割額が町民税・県民税の所得割額(税額控除)から控除されますので、裏面15欄に記載ください。控除割合は町民税が3/5、県民税が2/5となります。

町民税・県民税の計算のしかた

町民税・県民税の税額は、すべて町で計算します。

- ①税金の内容は…町民税、県民税いずれも均等割と所得割の合計額です。
- ②均等割は…町民税が年3,000円、県民税が年2,000円で、合わせて5,000円の定額です。
- ③所得割は…町民税、県民税ともに前年中の所得に応じて次の算式で計算されます。



※課税総所得金額、課税山林所得金額、分離課税譲渡所得金額、課税退職所得金額にそれぞれ別々に税率をかけて計算します。

④所得割の税率

所得割の税率	町民税 6 %	県民税 4 %
--------	---------	---------

※分離課税譲渡所得に係る税率は上記表内に示した税率と異なります。

⑤調整控除とは…税源移譲に伴う、個人住民税と所得税の人的控除(基礎控除、扶養控除など)の差による負担増を抑えるための控除です。

⑥税額控除等とは…住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除や源泉分離課税された配当割、株式等譲渡割などが該当します。

所得控除の種類		控 除 の 条 件 など	控 除 額
⑮	生命保険料控除	あなたやあなたと同一生計の配偶者などの親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合 ◆保険会社発行の支払証明書(控除証明書)	4頁の計算表を参照
⑯	地震保険料控除	あなたが地震保険契約等又は平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づいて保険料を支払った場合 ◆保険会社発行の支払証明書(控除証明書)	4頁の計算表を参照
⑰	寡婦控除	次のうちひとり親に該当しない方で、合計所得金額が500万円以下の場合 ①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない方	26万円
⑱	ひとり親控除	未婚のひとり親で、生計を一にする子(総所得金額が48万円以下)を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の場合 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと	30万円
⑲	勤労学生控除	大学、高等専門学校、養護学校などの学生で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下(そのうち給与所得以外の金額が10万円以下)の場合 ◆在学証明書又は学生証	26万円
⑳	障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者・その他の扶養親族が障害者である場合 ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書	
		普通障害者 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2～3級	26万円
		特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円
		同居特別障害者 特別障害者のうちあなたやあなたの同一生計の親族のいずれかと同居している場合	53万円
㉑	配偶者控除	配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合(他の所得者の扶養親族とされている人、青色・白色専従者を除く)、あなたの令和5年中の所得によって控除額が変わります。 ※個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。	
		控除対象配偶者 一般の控除対象配偶者	4頁の表を参照
		老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち、70歳以上の方(昭和29年1月1日以前生まれ)	
		同一生計配偶者 あなたの所得が1,000万円を超える場合、申請者の同一生計配偶者欄にレ点を入れてください。(配偶者控除の対象外ですが、課税の判定などに算入されます。)	なし
㉒	配偶者特別控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の方(ただし、青色・白色事業専従者を除く) ※対象者の所得金額を記入してください。また、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。	4頁の表を参照
㉓	扶養控除	あなたと生計を一にする親族のうち、令和5年の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合(他の所得者の扶養親族とされている人、16歳未満の扶養親族、青色・白色事業専従者を除く) ※個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。	
		16歳未満の扶養親族 平成20年1月2日以降に生まれた方(扶養控除の対象外ですが、課税の判定に導入されます)	なし
		一般扶養親族 16歳以上の方(平成20年1月1日以前生まれで、下記に該当する方を除く)	33万円
		特定扶養親族 19歳以上23歳未満の方(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)	45万円
		老人扶養親族 70歳以上の方(昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円
		同居老親等 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母で同居している方	45万円
㉔	基礎控除	全ての方に適用される控除 ※合計所得金額が2,500万円を超える方は除きます。	4頁の表を参照
㉖	雑損控除	あなたやあなたと同一生計の配偶者などの親族が災害や盗難、横領にあい、住宅や家財などに損害を受けた場合 ①(損失額-保険金等による補てん額)-(総所得金額等の合計額)×10% } いずれか多い方の金額 ②(災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-5万円 ◆証明書等	左記のとおり
㉗	医療費控除	あなたやあなたと同一生計の配偶者などの親族のために医療費を支払った場合、もしくはスイッチOTC薬品等を購入した場合下記①か②のいずれかを選択 ①従来の医療費控除額=(支払った医療費の額-保険金等による補てん額)-(10万円又は総所得金額等の合計額の5%)のいずれか少ない方の金額 ②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例=OTC医薬品の購入の対価合計額-1万2千円 ◆「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」	左記のとおり

※⑰～⑳④の控除を受けられるかどうかの判定は、令和5年12月31日の現況によります。ただし、その人が年の途中で死亡した場合は、その死亡日の現況によります。

◎給与所得金額の計算

給与収入の金額	給 与 所 得	給与収入の金額	給 与 所 得
0円～ 550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	A×2.4+100,000円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円	1,800,000円～3,599,999円	A×2.8-80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	A×3.2-440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～8,499,999円	収入金額-1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	※Aは収入金額÷4(千円未満端数切捨)で算出した金額	

《所得金額調整控除の新設》

・給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得から控除します。

- (1)本人が特別障害者に該当する (2)22歳以下の扶養親族を有する
(3)特別障害者である同一生計配偶者を有する (4)特別障害者である扶養親族を有する

所得金額調整控除額 (給与等の収入金額-850万円)×0.1
(給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、給与等の収入金額を1,000万円円で計算する)

・給与所得と公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合は、所得金額の計算の際に給与所得から控除します。

所得金額調整控除額 (給与所得+公的年金等雑所得)-10万円
(給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合は10万円)

◎公的年金所得金額の計算

昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)

公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以内	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円未満	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

昭和34年1月2日以降に生まれた方(65歳未満)

公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000万円以内	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円未満	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円	収入金額×0.75-175,000円	収入金額×0.75-75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円	収入金額×0.85-585,000円	収入金額×0.85-485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円	収入金額×0.95-1,355,000円	収入金額×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

収入がなかった方の申告書の書き方

令和5年中に収入がなかった方は、下記のとおり申告書両面に記入して提出してください。

「2 所得金額」の「㉔合計」欄に「0」と記入し、裏面の「17 収入がなかった方の記載欄」のあてはまる箇所にご記入ください。

また、親族を扶養している場合は、表面の「配偶者控除・配偶者特別控除」・「扶養控除」・「16歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。

〔記載例〕	<input checked="" type="checkbox"/>	右記の方から扶養・援助をうけていた	氏名 養老太郎	続柄 夫	住所 養老町高田798	
	<input type="checkbox"/>	遺族年金・障害年金を受給していた	遺族年金	障害年金	その他()	年間受給額 円
	<input type="checkbox"/>	生活保護または雇用保険等を受給していた	生活扶助	雇用保険(失業保険)	労災保険	年間受給額 円
	<input type="checkbox"/>	学生であった(令和5年12月31日時点)	学校名			学年
	<input type="checkbox"/>	預貯金で生活していた				
	<input type="checkbox"/>	病気療養中であった				
<input type="checkbox"/>	その他(昨年你的生活状況を記入してください)					